

佐賀県告示第二百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があつた。

平成二十一年五月一日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
明石整骨院	唐津市本町一九三二番地二	平成一五・六・三〇
明石接骨院	唐津市和多田大土井六番五六号	平成一八・七・三一
明石整骨院	唐津市浜玉町浜崎八五七	昭和六三・一〇・一四
明石整骨院呼子出張所	唐津市呼子町呼子一九八六	〃